

2023.04.01

ダイエープロビスフェニックスプール  
施設利用規則

指定管理期間  
令和5年4月1日～令和10年3月31日

県立長岡屋内総合プール共同事業体

## 目 次

施設概要	1
I. 施設利用案内	3
1. 開館時間	
2. 休館日	
3. 施設利用上の注意事項	
II. プール施設等の利用案内	4
1. プール施設等の利用料金	
2. プール施設等の利用時間	
3. プール施設等の利用上の注意事項	
III. トレーニングルームの利用案内	6
1. トレーニングルームの利用料金	
2. トレーニングルームの利用時間	
3. トレーニングルームの利用上の注意事項	
IV. スタジオの一般利用案内	7
1. スタジオの利用料金	
2. スタジオの利用時間	
3. スタジオの利用上の注意事項	
V. 会議室の利用案内	8
1. 会議室の利用料金	
2. 会議室の利用時間	
3. 会議室の利用上の注意事項	
VI. 会員利用案内	9
1. 会員利用料金	
2. 会員利用特典	
3. 会員申込方法	
VII. スクール会員利用案内	10
1. スクール会員利用料金	
2. スクール会員申込方法	
VIII. その他施設の利用案内	11
1. 浴室	
2. マッサージ施術室	
3. 各種レンタルサービス	
4. 駐車場	
IX. お問い合わせ先	12

別紙ー1 専用利用のご案内	.....	13
1. 専用利用料金		
2. 専用利用の申込及び利用方法		
別紙ー2 大会開催時における注意事項	.....	18
1. 物品の販売・宣伝・広告・看板等について		
2. 施設設備・貸出備品について		
3. 大会で使用する臨時の電話回線やLAN回線について		
4. 清掃・片付けについて		
5. 駐車場について		
6. 事故防止についての主催者の責任について		
7. 盗難防止等について		
8. 防火・地震・防災について		
9. 大会の変更・中止について		
別紙ー3 プール施設の標準的なコース利用について	.....	20
別紙ー4 会則(一般会員・フィットネス会員)について	.....	24
別紙ー5 会則(スクール会員)について	.....	27
別紙ー6 会則(法人会員)について	.....	30
様式第1号	施設専用・備品等利用申請書(1/2)	..... 32
	(2/2)	..... 33
様式第2号	大会開催申請書	..... 34
様式第2号付属	行政財産使用許可申請書	..... 35
様式第3号	大会変更等申請書	..... 36
様式第4号	会議室利用申請書	..... 37
様式第5号	スタジオ利用申請書	..... 38
様式第6号	会員申込書	..... 39
様式第7号	施設使用料・利用料金減免申請書	..... 40
様式第8号	スクール入会申込書	..... 41
様式第9号	法人会員申込書	..... 42

## 施設概要

場 所 : 新潟県長岡市長倉町 1338 番地  
設置目的 : 2009 年第 64 回国民体育大会等の各種大会の開催、年間を通じた競泳、飛込み、シンクロナイズドスイミング等の競技力向上及び水泳を通じたスポーツ振興を図る  
設置者 : 新潟県  
指定管理者 : 県立長岡屋内総合プール共同事業体  
工 事 : 着 工 平成 18 年 4 月 1 日  
竣 工 平成 20 年 7 月 31 日  
オープン 平成 20 年 8 月 1 日

施設規模 : 敷地面積 33,975 m<sup>2</sup>  
建築面積 12,629 m<sup>2</sup>  
延床面積 15,094 m<sup>2</sup>  
構 造 鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造、地上 3 階/地下 1 階  
最高高さ 23.69m

施設概要 : メインプール(競泳・シンクロナイズドスイミング・水球兼用)  
50m仕様(長水路公認) 10 コース  
25m仕様(短水路公認) 10 コース×2(可動壁で 2 分割可能)  
水 深 0 ~ 3.0m(可動床で調節可能)  
ジャグジー

飛込みプール(競泳・シンクロナイズドスイミング・水球兼用)  
25m×20m(飛込公認プール)  
飛込み台 10m・7.5m・5m・3m・0.5m  
飛 板 3m×3 台 1m×3 台  
水 深 0~5.0m(可動床で調節可能)  
ジャグジー

サブプール  
25m×20m 8 コース  
水 深 0~1.4m(可動床で調節可能)  
ジャグジー

温浴プール  
水 深 1.05m  
足 浴 5 台  
ドライサウナ・スチームサウナ

トレーニングルーム

筋力トレーニング用の各種マシン完備

スタジオ

フィットネス用 90 m<sup>2</sup>

会議室

小会議室 2 室(パーティションを外すことで大会議室として利用可能) 167 m<sup>2</sup>  
テーブル(32 台)、パイプイス(96 台)

多目的広間

和室 65 m<sup>2</sup>

観客席

固定席 2,032 席(車椅子スペース有り)、常設木デッキ 1,000 席

付帯施設

記録・放送室、役員室、応接室(VIP)、医務室、競技力向上室等

その他

車椅子対応型エレベーター、授乳室、多目的トイレ

駐車場

203 台(障がい者用スペース 10 台)、大型バス 6 台

## I 施設利用案内

当施設の開館時間は次のとおりですが、プール・トレーニングルーム・スタジオ・会議室など各施設により利用可能時間が異なりますので、各施設の案内をご覧のうえ、ご利用ください。

### 1 開館時間

平日	: 午前 10 時から午後 9 時
土曜・祝日	: 午前 9 時から午後 9 時
日曜	: 午前 9 時から午後 5 時 30 分

ただし、祝日が挟む日曜日はこの限りではありません。

※詳しくは施設にお問い合わせください。

### 2 休館日

毎週水曜日: ただし水曜日が祝日の場合はその翌日

年末年始 : 12/31～1/2

その他メンテナンスクローズ(年間 15 日程度、詳細は別途お知らせします)

※夏季(7/20～8/31)は無休

**※下記の場合、一般利用ができない場合がありますので予めご了承願います。**

- 競技力向上利用等の専用利用時
- 各種競技大会開催時
- 施設管理者が特に必要と認めた施設利用がある場合

・一般利用のできない日はホームページ・館内掲示・チラシなどで随時お知らせします。

### 3 施設の利用上の注意事項

※マナー及びルールを守って楽しくご利用ください。

- ・ 伝染性の疾患にかかっている方、酒気を帯びている方の入場はご遠慮ください。
- ・ アルコール類の持込みはご遠慮ください。
- ・ 貴重品やロッカーの鍵等は、利用者ご自身で管理願います。当施設では盗難・紛失には一切の責任を負いません。またロッカーの利用は、当日限りとなります。お帰りの際には全てお持ち帰りください。残留物は全て拾得物として取り扱わせていただきます。施設内(敷地内)の拾得物につきましては、施設で 1 ヶ月程度保管し、警察に届けます。
- ★ ロッカー・鍵の破損、紛失については、修理交換等の実費費用を請求させていただきます。
- ・ 敷地内(施設内)では他人に迷惑をかける行為や、危険な行為、選挙運動・営業活動及び公衆の衛生・安全及び風俗を損なうような行為は行わないでください。
- ・ 未就学児は、必ず保護者(高校生以上、または 16 歳以上)同伴での入館及び遊泳をお願いします。
- ・ 事故等が起きた時は、直ちに係員にご連絡ください。
- ・ 所定の場所以外での飲食は、ご遠慮ください。また、ゴミはお持ち帰りください。
- ・ 施設内は全館禁煙です。
- ・ 身体障がい者補助犬は、プールサイド・浴室・スタジオ・トレーニングルームには入れません。
- ・ 火気・危険物の持込み、ペットの入場は、ご遠慮ください。
- ・ 許可なく館内でのカメラ及びビデオ撮影は、ご遠慮ください。
- ・ 上記の記載のほか、各施設の利用上の注意事項を遵守してください。

## Ⅱ プール施設等の利用案内

### 1 プール施設等の利用料金

#### (1) 一般利用

##### ■料金表

利用区分		利用料金				利用できるゾーン
		1回券	11回券	3ヶ月定期	6ヶ月定期	
プール施設 (メインプール、 ★飛び込みプール、 サブプール)	大人	580円	5,800円	10,370円	16,600円	プール施設 温浴プール
	◆高齢者・障がい者	470円	4,700円	8,490円	13,580円	
	子供	220円	2,200円	3,770円	5,970円	プール施設 (温浴プールはご利用できません)
	◇幼児・障がい児	無料				
温浴プール	大人	370円	3,700円			温浴プール
	◆高齢者・障がい者	370円	3,700円			
共通券	大人	740円	740円			プール施設、温浴プール トレーニングルーム
	◆高齢者・障がい者	590円	590円			

★飛び込みプールは専用利用のみご利用いただけます。

・県教育委員会が承認した競技者が定期券を購入する場合には、金額の1/2の免除を受けることができます。購入の際、受付に申し出てください。

子供は4歳以上中学生以下の方です。幼児は3歳以下の方です。

・更衣室内の浴室は利用区分に関わらずご利用できます。

・温浴プール及びトレーニングルームは中学生以下の方はご利用できません。

◇障がい児は中学生以下の方です。障がい者は障がい児以外の方です。障がい児及び障がい者の方は、障がい者手帳等を受付に提示してください。

◆高齢者は65歳以上です。運転免許証、保険証等を受付に提示してください。

◆介助者の利用料金は、障がい者・障がい児1人につき介助者1人、障害者料金(1日券のみ)とします。介助者は、障がい者・障がい児と入場から退場まで常に付き添ってください。

#### (2) 会員利用

会員利用についてはP9「VI会員利用案内」をご覧ください。

#### (3) 専用利用

専用利用したい方はP13 別紙-1「専用利用のご案内」をご覧ください。

## 2 プール施設等の利用時間

### ■メインプール・飛び込みプール・サブプール・温浴プール共通

平日	: 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで
土曜・祝日	: 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで
日曜	: 午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

※着替えを終えて、閉館時間までに退館してください。

※プール施設では、大会等の開催時、または競技団体の専用利用時等、一般の方が利用できない日、時間帯があります。館内のお知らせ、当施設のホームページ等をご確認のうえご利用ください。

詳細は P20 別紙-3「プール施設の標準的なコース利用について」をご覧ください。

## 3 プール施設等の利用上の注意事項

### ■メインプール・飛び込みプール・サブプール

- ・身長 120 cmに満たない中学生以下の遊泳は、保護者(高校生以上、または 16 歳以上)の同伴が必要です。保護者の方は必ず手の届く範囲で一緒に泳いでください。(保護者 1 名に対して子供 2 名までです)
  - ・プールサイドは濡れると滑りやすくなりますのでご注意ください。
  - ・飛び込み・潜水・他の利用者に迷惑のかかる行為・風紀上好ましくない行為等をご遠慮ください。
  - ・オムツの取れていない人の遊泳はできません。
  - ・水着・水泳帽は必ず着用してください。
  - ・プール室には水着以外の衣類(履物を含む)を着用して入場することはできません。
  - ・プール室には時計、携帯電話、雑誌等の持ち込みはできません。
  - ・プール室へ入る前には、アクセサリー等はずし、化粧・整髪料等を落とし、シャワーを十分に浴びてお入りください。
  - ・眼鏡をかけての遊泳はできません。
  - ・原則プール室及び更衣室内での飲食はご遠慮ください。  
※水分補給のための飲料(蓋付)は持ち込むことができます。
  - ・ウェットスーツ・フィン・パドルは、メインプール開放時専用レーンにてご利用できます。
  - ・ビーチボール・玩具などの利用はご遠慮ください。
  - ・体調の悪い方は遊泳をご遠慮ください。
  - ・ジャグジーは気泡により足元が見えにくくなっておりますので、十分ご注意ください。
- ※ 安全で快適な泳ぐ環境(水質等)を維持するために皆様のご協力をお願いします。

### ■温浴プール

中学生以下のご利用はできません。

#### (1) 温浴プール

- ・水着は必ず着用してください。
- ・浮き輪、遊具などの持ち込みはできません。
- ・化粧、整髪料等を落とし、シャワーを十分に浴びてお入りください。
- ・各アトラクションは譲りあってご利用ください。
- ・体調の悪い方は利用をご遠慮ください。



(2) ドライサウナ・スチームサウナ

- ・ 高血圧・心臓病・皮膚疾患または医師からサウナの利用を禁じられている方、酒気を帯びている方は利用をご遠慮ください。
- ・ サウナ利用後は汗をよく洗い流してください。
- ・ 必ず水分補給をしてからご利用ください。
- ・ ご利用中に気分が悪くなった時は非常ブザーを押してください。
- ・ サウナへの新聞、雑誌等の持ち込みはご遠慮ください。
- ・ サウナストーブに水をかけないでください。
- ・ スチームサウナのスチーム噴き出し口には手を近付けないでください。
- ・ 塩は使用しないでください。
- ・ 体調の悪い方は利用をご遠慮ください。

(3) 足浴

- ・ 水温を調節してからご利用ください。
- ・ 利用後は栓を抜き桶の水を排水してください。
- ・ 足に外傷、疾病のある方の利用はできません。
- ・ 体調の悪い方は利用をご遠慮ください。

## Ⅲ トレーニングルームの利用案内

### 1 トレーニングルームの利用料金

(1) 一般利用

■一般個人料金表

利用区分		利用料金				利用できるゾーン
		1回券	11回券	3ヶ月定期	6ヶ月定期	
トレーニング ルーム	大人	580円	5,800円	10,370円	16,600円	温浴プール トレーニングルーム
	◆高齢者・障がい者	470円	4,700円	8,490円	13,580円	
共通券	大人	740円	7,400円			プール施設、温浴プール トレーニングルーム
	◆高齢者・障がい者	590円	5,900円			

- ・ 大人及び障がい者は高校生以上、または16歳以上の方です。障がい者の方は、障がい者手帳等を受付に提示してください。
- ・ トレーニングルーム及び温浴プールは中学生以下の方はご利用できません。
- ◆ 高齢者は65歳以上です。運転免許証、保険証等を受付に提示してください。
- ◆ 介助者の利用料金は、障がい者・障がい児1人につき介助者1人、障害者料金(1回券のみ)とします。介助者は、障がい者・障がい児と入場から退場まで常に付き添ってください。

## (2) 会員利用

会員利用については P9 「VI 会員利用案内」をご覧ください。

## 2 トレーニングルームの利用時間

平日 : 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで  
土曜・祝日 : 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで  
日曜 : 午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

※ 着替えを終えて、閉館時間までに退館してください。

## 3 トレーニングルームの利用上の注意事項

- トレーニングルームを利用する際は、事前にご自身で必ず体調のチェックをしてください。
- 運動に適した服装をし、室内用運動靴を必ず着用してください。また必要に応じタオルをお持ちください。
- 着替えは、更衣室で行って下さい。また、ネックレス・吊り下げ式イヤリング等の装身具は外してください。
- ボール・縄跳びの縄等は持ち込まないでください。
- 携帯電話の通話はご遠慮ください。
- 原則トレーニングルーム内での飲食はご遠慮ください。  
※水分補給のための飲料(蓋付)は持ち込むことができます。
- トレーニングの前後には必ず準備運動・整理運動を十分に行ってください。
- 各トレーニング機器は、譲り合ってご利用ください。また機器利用後は、各自専用タオルで汚れ(汗等)をふき取ってください。
- ストレッチマットは、靴を脱いでご利用ください。
- 「騒ぐ」「叫ぶ」「大声で話す」等の行為は厳禁です。

# IV スタジオの一般専用利用案内

## 1 スタジオの利用料金

利用ゾーン	平日・土曜・日曜・祝日(1時間)
スタジオ	2,090 円

## 2 スタジオの利用時間

平日 : 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで  
土曜・祝日 : 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで  
日曜 : 午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

## 3 スタジオの利用上の注意事項

- スタジオは、1 室貸切りとなります。
- スタジオ貸し切りの申込みは、利用日の 1 ヶ月前より随時、先着順で受け付けます。申し込みの際、P38 様式第 5 号「スタジオ利用申請書」に必要事項を記入し、FAX・メールもしくは直接受付にお申し込みください。  
※FAXまたはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- 利用料金は、事前振り込み、もしくは当日受付に直接お支払いください。納付した利用料金は、原則として返

金できません。

- スタジオの貸し切りは、原則として当施設開催プログラム・大会等で使用していない時に限ります。
- 着替えは、更衣室で行って下さい。また、ネックレス・吊り下げ式イヤリング等の装身具は外して下さい。
- スタジオ内での飲食はご遠慮ください。

※水分補給のための飲料(蓋付)は持ち込むことができます。

- フローリングに傷を付ける恐れのある履物での入室はご遠慮ください。(素足・室内用運動靴のみ)
- 利用後は、備え付けの清掃用具にて清掃を行ってから退室して下さい。
- 営利を目的とする利用はご遠慮ください。また内容によって利用をお断りする場合があります。

※詳細は受付にお問い合わせください。

## V 会議室の利用案内

### 1 会議室の利用料金

利用ゾーン	1時間	3時間
大会議室	2,720 円	4,090 円
小会議室	1,360 円	2,040 円

※延長した場合は、別途料金を頂きます。大会議室(2,720 円/時間)

小会議室(1,360 円/時間)

設備等	1回
放送設備	1,040 円
プロジェクター	1,040 円
スクリーン	510 円

### 2 会議室の利用時間

- 平日 : 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで  
土曜・祝日 : 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで  
日曜 : 午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

### 3 会議室の利用上の注意事項

- 会議室の申込みは、利用日の 2 ヶ月前より随時、先着順で受け付けます。申し込みの際、P36 様式第 4 号「会議室利用申請書」に必要事項を記入し、FAXまたはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。  
※FAXまたはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- 利用料金は、事前振り込み、もしくは当日受付に直接お支払いください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- 会議室で食事をする場合は、事前に施設管理者に申し出てください。
- 使用後はテーブル等を元の位置に戻して簡易清掃を行い、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。
- 準備・片付けは利用時間内をお願いいたします。

## VI 会員利用案内

### 1 会員利用料金

種別	利用ゾーン
一般会員	プール施設、温浴プール、トレーニングルーム、
フィットネス会員	トレーニングルーム、温浴プール
スクール会員	プール施設(水泳教室参加)またはスタジオ(スタジオ教室参加)

種別		月会費	ご利用時間
一般会員	レギュラー 成人	7,290 円	営業時間内 いつでも利用可
	デイ 成人	6,240 円	月～金 10:00～17:00 祝 9:00～17:00 土・日 利用不可
	ナイト&週末 成人	6,240 円	月～金 17:00～21:00 土・日・祝 利用可
フィットネス会員 成人		6,240 円	営業時間内 いつでも利用可
法人会員		36,450 円	一般会員(レギュラー)のみ 1口につき無記名式の会員証を5枚発行

※初回のみカード作成料として1,100円/1枚いただきます。

### 2 会員利用特典

- ・スタジオ教室への参加が可能です。 ※一般会員・フィットネス会員のみ  
※スタジオ教室の内容につきましては、館内のお知らせや当施設のホームページ等をご確認のうえご利用ください。
- ・指定の水泳教室への参加が可能です。(事前申込みが必要です) ※一般会員のみ  
※水泳教室の内容につきましては、館内のお知らせや当施設のホームページ等をご確認のうえご利用ください。
- ・運動指導員が体力にあったプログラムを提供します。
- ・希望される方にはメールにて施設で開催されるイベント等の事前告知を行います。

### 3 会員申込方法

- ・一般会員及びフィットネス会員の申込みは、施設備え付けの P39 様式第 6 号「会員申込書」、法人会員の申込みは、施設備え付けの P42 様式第 9 号「法人会員申込書」を添えて直接受付にお申し込みください。
- ・一般会員及びフィットネス会員の詳細は P24 別紙-4「会則(一般会員・フィットネス会員)について」、法人会員の詳細は P30 別紙-6「会則(法人会員)について」をご覧ください。

## VII スクール会員利用案内

### 1 スクール会員利用料金

種別		回数	月会費	対象
スイミングスクール		週 1 回	6,500 円	幼児(年少)～中学生
		週 2 回	7,800 円	
選手育成コース		週 3 回	8,560 円	小学生～成年 スクール基準5級以上またはコーチの推薦
選手コース		週 5 回	9,600 円	小学生～成年 コーチの推薦
HIPHOP	ベーシックコース	週 1 回	4,800 円	幼児(年少)～中学生
	アドバンスコース	週 1 回	4,800 円	
チア	ベーシックコース	週 1 回	4,800 円	幼児(年少)～中学生
	アドバンスコース	週 1 回	4,800 円	
イングリッシュ ユ教室	非会員	月 3 回	7,700 円	幼児(年少)～小学生
	スクール会員	月 3 回	6,600 円	

※初回のみカード作成料として 1,100 円/1 枚いただきます。

### 2 スクール会員申込方法

- ・スクール会員の申込みは、施設備え付けの P41 様式第 8 号「スクール会員入会申込書」、を添えて直接受付にお申し込みください。
- ・スクール会員の詳細は P27 別紙-5「会則(スクール会員)について」をご覧ください。

## VIII その他施設の利用案内

### 1 浴室

#### ■ 利用上の注意事項

- ・ 床が濡れていると滑りやすくなりますのでご注意ください。
- ・ 浴槽に入る前は、必ず掛け湯をしてお入りください。
- ・ 浴槽の中で身体を洗わないでください。
- ・ 浴槽の中にタオル・手ぬぐいを入れないでください。
- ・ 浴槽での遊泳はご遠慮ください。
- ・ 浴槽内は水着で入らないでください。
- ・ 浴室での洗濯はご遠慮ください。
- ・ 髪染めはご遠慮ください。
- ・ 長時間のご入浴は、「のぼせ」や「めまい」等の原因になりますのでお気を付けください。
- ・ 体調の悪い方は、入浴をご遠慮ください。

### 2 マッサージ施術室

#### ■ 利用料金

メニュー	時間/料金		
ラファリンパセラピー	30分/3,150円	45分/4,720円	60分/6,290円
ヘッドカウンセリング	20分/2,100円	—	—

#### ■ 利用時間

平日・土曜・祝日 : 午前11時から午後8時00分(午後7時30分受付終了)  
日曜 : 午前10時から午後5時(午後4時受付終了)

#### ■ 利用上の注意事項

- ・ 完全予約制となります。電話にて予約していただき、ご来館ください。
- ・ 料金は前納となります。施術前に受付にて料金を支払ってください。

### 3 各種レンタルサービス

#### ■ 各種利用料金

利用	1ヶ月	年間
有料貸出口ッカー	500円	5,000円

利用	1回	1ヶ月
タオル	200円	2,000円
シューズ	200円	2,000円

利用	1回	6回セット
シャンプー コンディショナー ボディソープ セット	200円	1,000円

※その他オプションもご用意しております。

#### ■ 利用上の注意事項

- ・入館時に有料貸出ロッカーの鍵をお渡ししますので、お帰りの際忘れずにご返却ください。
- ・ロッカー・鍵の破損、紛失については、修理交換等の実費費用を請求させていただきます。
- ・料金は前納となります。受付にて料金を支払ってください。

## 4 駐車場

#### ■ 利用時間

平日	: 午前 9 時 30 分から午後 9 時 15 分まで
土曜・祝日	: 午前 8 時 30 分から午後 9 時 15 分まで
日曜	: 午前 8 時 30 分から午後 5 時 45 分まで

※休館日は駐車場を利用することはできません。

また大会開催時については、利用できる時間帯が変更になります。

- ・駐車場利用時間以外は出入口を閉鎖します。車の出入りができなくなりますのでご注意ください。  
ただし、大会の遠征等で車の出入りがやむを得ず時間外になる場合は、手数料を徴収します。
- ・標識・表示に従い、徐行してください。
- ・施設管理者は、駐車場内における事故、災害等による車両の損害について、一切の責任を負いません。
- ・大会等開催時の駐車場利用について、P18 別紙-2「大会開催時における注意事項」に記載された事項を遵守してご利用ください。
- ・長期放置車両については、一定期間経過後、その車両の所有者を確認し、引取りを要請します。  
また、車両を長期放置したことにより費用が発生した場合は、その実費を徴収します。

## IX お問い合わせ先

県立長岡屋内総合プール共同事業体

〒940-0826 新潟県長岡市長倉町 1338 番地

TEL 0258-39-3211 FAX 0258-39-3212

E-mail: [info@nagaoka-swim.com](mailto:info@nagaoka-swim.com) ホームページ <http://www.nagaoka-swim.com>

## 別紙-1 専用利用のご案内

### 1 専用利用料金

#### ■プール施設料金

利用区分			利用場所	1コース/1時間 あたりの金額	全コース/1時間 あたりの金額
大分類	小分類	小分類例			
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	各種大会、競技会、学校授業	メインプール	2,100円	16,770円
		学校のクラブ活動、幼稚園 保育園、競技力向上等	飛込みプール		6,290円
			サブプール	2,100円	13,420円
	営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物	日本赤十字の講習会 消防関係の講習会 ライフセーバー講習会	メインプール	6,280円	50,280円
			飛込みプール		18,850円
			サブプール	6,280円	39,810円
	興行及び営利宣伝を目的とする催物	民間スポーツクラブ 個人レッスン	メインプール	16,760円	134,080円
			飛込みプール		50,280円
			サブプール	16,760円	107,280円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	大学生の大会	メインプール	3,140円	25,140円
		マスターズ大会	飛込みプール		7,330円
		日本選手権	サブプール	3,140円	20,110円
	営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物	プロスポーツチャリティ	メインプール	9,430円	75,430円
			飛込みプール		22,000円
			サブプール	9,430円	60,340円
	興行及び営利宣伝を目的とする催物	CM撮影 TV撮影 芸能人水泳大会	メインプール	25,140円	201,140円
			飛込みプール		58,660円
			サブプール	25,140円	160,900円

備考 ・ 8時間を超える専用利用の利用料金は、8時間利用する場合の利用料金の額に、超過する1時間につきこの表に定める利用料金の額の80パーセント相当を加算した額とします。

- ・ コース専用利用(大会等を除く)の場合、上記専用利用料金のほかに、別途利用者各人のプール利用料金が必要です。

#### ■設備・プール備品の利用料金

設備	1時間あたりの金額	プール備品	1時間あたりの金額
電光表示装置	1,050円	競泳競技用備品一式	1,050円
放送設備	520円	アーティスティックスイミング 競技用備品一式	1,050円
照明(通常の2倍の明るさ)	1,050円	水球競技用備品一式	1,050円
照明(通常の3倍の明るさ)	2,100円	水中モニターシステム	1,050円
		スパッティング	510円

※上記プール備品の貸出は大会時の利用に限ります。



■諸室・プール備品個別の利用料金

諸室	1時間あたりの金額	
	大会	一般専用時
役員室	プール施設料 に含む	510円
記録室		510円
応接室		1,560円
選手控室		510円
審判員室		520円

プール備品	1時間あたりの金額	1日あたりの金額
旧型スタート台1台		100円
新型スタート台一式	1,040円	
その他	1時間あたりの金額	
大会準備員	1,650円	

■利用料金の減免

・減免の対象となる場合及び減免額

区分	利用内容	主催者 実施主体	免除額	個人 利用料	免除の対象となる利用料金
大会等の専用利用	1. 大会 研修会 講習会	・県 ・県教育委員会	全額	—	・プール施設 ・プール設備(電光表示装置等) ・プール備品(競泳備品一式等) ・スタジオ、トレーニングルーム ・会議室
		・県・市町村小学校体育連盟 ・県・市町村中学校体育連盟 ・県・市町村高等学校体育連盟	1/2		・プール施設 ・プール設備(電光表示装置等) ・プール備品(競泳備品一式等) ・会議室
		・日本水泳連盟 ・県水泳連盟 ・市町村水泳連盟 (県が承認した水泳競技団体)	1/2		
		・市町村 ・市町村教育委員会	3/10		
競技力向上等の専用利用	2. 競技力向上のための合宿等	・日本水泳連盟 ・県水泳連盟 ・市町村水泳連盟 (県が承認した水泳競技団体)	1/2	—	・プール施設 ・プール備品(競泳備品一式等)
	3. 県内に所在する学校の部活動	・小学校 ・義務教育学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・中学校 ・高等学校 ・高等専門学校	1/2	—	・プール施設
一般専用利用	4. 県内に所在する学校の授業、教育活動(部活動は除く)	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校	1/2	—	・プール施設
	5. 施設、団体の活動	・保育所(県内に所在するもの) ・幼保連携型認定こども園 ・障がい児施設 ・障がい者等により構成される団体	1/2 全額	—	・プール施設

## 2 専用利用の申込及び利用方法

- ・ 受付時間は営業日の午前 10 時から午後 7 時です。
- ・ 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。  
ホームページアドレス <http://www.nagaoka-swim.com>
- ・ 申請書等送付先(FAX またはメール)  
FAX : 0258-39-3212  
E-mail : [info@nagaoka-swim.com](mailto:info@nagaoka-swim.com)

### ■大会等の専用利用(施設全体もしくは各プールのいずれか全面を専用利用する場合)

- ・ 大会利用の申し込み優先順位は、全国・県・地区(市町村を超える場合)・市の順です。県が認める大会等が優先されますので予めご了承ください。
- ・ 大会等の申し込みは、2 月 1 日から受け付けます。
- ・ 申し込み方法は、開催 2 ヶ月前までに、P34 様式第 2 号「大会開催申請書」に必要事項を記入し、FAX またはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。  
※FAX またはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- ・ 大会利用に際して、利用料金の減免、施設設備・備品等の利用希望がある場合、P40 様式第 7 号「施設使用料・利用料金減免申請書」、P32, 33 様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」を合わせて開催 15 日前までに提出してください。
- ・ 利用料金は、開催 15 日前までに納付してください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- ・ 開催 15 日前までに施設管理者と事前打ち合わせを行ってください。  
大会開催における注意事項は P18 別紙-2「大会開催時における注意事項」をご覧ください。
- ・ その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項をご覧ください。

### ■競技力向上等の専用利用

- ・ 各プールを専用利用する場合の申し込み受け付けは、利用日の 2 ヶ月前からです。県が認める競技力向上利用等が優先されますので予めご了承ください。  
※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。
- ・ 受付は先着順とします。ただし受け付けをした利用予定日に大会等専用利用の申し込みが入った場合は、大会等専用利用を優先いたします。
- ・ 申込方法は、P32, 33 様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」に必要事項を記入し、FAX またはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。  
※FAX またはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- ・ 専用利用に際して、利用料金の減免がある場合、P40 様式第 7 号「施設使用料・利用料金減免申請書」を提出してください。
- ・ 利用料金は、利用日までに事前振り込み、もしくは受付に直接お支払いください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- ・ その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。

■一般専用利用(一部コースを専用利用する場合)

- 一般の方のコース専用利用は、原則として大会専用利用がなく、競技力向上利用・一般利用等に支障がない場合、利用者の要望に応じてコースの専用利用ができます。

※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。

- 一般専用利用の場合は2名以上(指導者含む)の団体とします。
- 一般専用利用については、事故・トラブル等が発生した場合は、専用利用団体の責任において解決し、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- 一般専用利用の、申し込み受付は、利用日の1ヶ月前より随時、先着順で受け付けます。申し込みの際、P32, 33 様式第1号「施設専用・備品等利用申請書」に必要事項を記入し、FAXまたはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。

※FAXまたはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。

- 利用料金は、利用日までに事前振り込み、もしくは受付に直接お支払いください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。

## 別紙ー2 大会開催時における注意事項

### 1 物品の販売・宣伝・広告・看板等について

- 大会開催にあたり、プログラム販売や出店等を行う場合には、事前に P35 様式第 2 号付属(第 8 号様式)「行政財産使用許可申請書」により直接県に申請し、承認を受け、使用料を納めてください。
- 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。
- 主催者は、事前に出店責任者と出店場所確認等、打ち合わせを行ってください。
- 所定の関係法令を遵守するとともに、安全・衛生に十分配慮してください。
- 出店における商品等の搬入時間は、施設管理者の定めた時間内に行ってください。
- 商品等の保管管理に関しては、主催者の責任において行ってください。施設管理者は盗難・破損等の責任は一切負いません。

### 2 施設設備・貸出備品について

- 開催 15 日前までに P32, 33 様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」の内容(利用時間・利用設備・利用備品等)確認の打ち合わせを施設管理者と行ってください。
- 申請は必ず主催責任者が行ってください。
- 貸出機器等の設置は、施設管理者の立ち会い及び指示のもと、主催者が準備を行ってください。
- 主催者は自己の責めに帰すべき理由により施設・器具等を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。

### 3 大会で使用する臨時電話回線や LAN 回線について

- 臨時電話の設置・諸室及び LAN 回線の使用について、施設管理者と打ち合わせを十分に行ってください。
- 臨時電話開設手続き及び電話機の設置、LAN 回線の接続等は主催者が行ってください。

### 4 清掃・片付けについて

- 主催者の責任において、清掃・片付けを行ってください。
- 受付等でゴミ袋を配布するなど、場内や観客席のゴミ類は、すべて持ち帰るようにしてください。
- 清掃・片付けの終了後は速やかに施設管理者に連絡をし、確認を受けてください。

### 5 駐車場について

- 主催者は事前に駐車場整理券の発行や最寄りの交通機関等の利用の呼びかけを行い、事故・トラブルの発生防止に努めてください。
- 駐車場管理責任者を決め、大会当日の駐車場管理を行ってください。
- 駐車場係を配置できない場合は、必ず専門の警備会社等へ主催者の責任で依頼してください。
- 施設管理者は、駐車場内での事故・トラブル等、一切の責任を負いません。

### 6 事故防止についての主催者の責任について

- 利用の際は、適切な責任者を配置し、事故防止等、安全管理に十分な配慮をしてください。
- 大会開催時に使用する医薬品等は、主催者が準備してください。
- 事前の保険加入、大会当日の医師・看護師の配置等、事故発生時に速やかに対処できるようにしてください。

- 施設管理者は事故発生に関する一切の責任を負いません。

#### 7 盗難防止等について

- 主催者は、事故や盗難防止のため必要相当数の係員を配置し、参加者や観客に適切な指導をしてください。
- 現金や貴重品は各団体で責任を持って管理してください。
- 主催者は、受付等に遺失物・拾得物の係員を配置してください。
- 主催者は、大会終了時には必ず会場等の点検確認を行ってください。
- 拾得物等は主催者が責任を持って保管管理してください。
- 施設管理者は、事故・盗難に関しての一切の責任を負いません。

#### 8 防火・地震・防災について

- 主催者は、事前に災害等対策責任者をはじめ、必要な係員を決定の上、配置してください。

#### 9 大会の変更・中止について

- 主催者は、大会を変更・中止するときは、P36 様式第3号「大会変更等申請書」を開催の15日前までに届けてください。

### 別紙-3 プール施設の標準的なコース利用について

標準的なコース利用は次のとおりになります。

なお、大会・競技力向上利用等で一般利用ができないことがありますのでご了承ください。

#### ■平日(月・火・木・金)

一般利用・一般専用利用・教室利用等  
 競技力向上利用

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
メインプール															

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
飛び込みプール															

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
サブプール															

■土曜・祝日

一般利用・一般専用利用・教室利用等  
 競技力向上利用

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
メインプール															

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
飛込みプール															

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
サブプール															





■夏季

一般利用・一般専用利用・教室利用等  
 競技力向上利用

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
メインプール															

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
飛込みプール															

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
サブプール															

## 別紙-4 会則(一般会員・フィットネス会員)について

**第1条 定義** 本会則によって定める条項は、「ダイエープロビスフェニックスプール」(以下本施設という)の一般会員ならびにフィットネス会員に適用します。

**第2条 目的** 本施設の目的は本施設を利用して心身の健康維持と増進を図ることとします。

**第3条 運営・管理** 本施設は、指定管理者県立長岡屋内総合プール共同事業体の構成員である株式会社日本水泳振興会(以下会社という)が運営を行います。

**第4条 会員** 会員種別で契約し、諸施設を利用することができます。

**第5条 入会資格** 本施設の会員に入会の資格を有する者は15歳以上(中学生は除く)の者で、本会則を承認・同意した者としてします。また、入会に必要な書類の提出と所定の料金等を納入し、本施設が入会を認めた者としてします。

**第6条 入会手続き**

- ① 施設に入会しようとする者は、口座引き落としまたはクレジット決済にて、所定の料金等を納入しなければなりません。
- ② 未成年者が入会しようとする時は、本人と保護者の連署にて入会申込みの手続きをとらなければなりません。
- ③ 退会后、6ヶ月を経過しない場合、特典の適用を受けることが出来ません。

**第7条 諸手続き**

- ① 会員は入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きを行っていただきます。
- ② 本施設より会員宛てに通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行き、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

**第8条 諸会費・諸料金等の支払い**

- ① 会員は本施設が定めた月会費・諸料金を所定の方法で所定の期日までに支払わなければなりません。
- ② 月会費・諸料金の金額、支払期日、支払方法は本施設がこれを定めます。
- ③ 本施設は、運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは月会費・諸料金の金額を変更することができ、館内掲示板等において告示するものとします。
- ④ 月会費を2回連続して引落しができなかった場合、施設のご利用を停止させていただきます。

**第9条 休会・退会手続き**

- ① 休会・退会の申請をする場合は、必ず本人が所定の用紙にて手続きを完了しなければなりません。代理人による手続き・電話による申し出は受けられません。ただし代理人申請については本施設が承認した場合は、この限りではありません。
- ② 申請は休会・退会する前月20日の5銀行営業日前(本施設が休館日の場合は前営業日)までとします。
- ③ 休会期間は最大で6ヶ月とします。手続きの際、事務手数料をお支払いいただきます。

**第10条 退会** 会員の都合等により会費が口座から3回連続で引落しができない場合は、退会扱いとさせていただきます。

**第11条 会員資格の譲渡** 会員は如何なる場合でも、その会員資格を他に譲渡することはできません。

**第12条 会員資格停止及び除名** 本施設は次のいずれかに該当する会員に対し催告をなしに、その会員資格

を停止もしくは除名することができます。

- ①施設の名誉を傷つけ、または秩序を乱す行為があったとき。
- ②本施設利用規則及び本会則に違反した時。
- ③第5条にあたる事項を偽って入会したとき。
- ④第10条にあたる事項に該当した時。その他本施設が資格の停止もしくは除名を妥当と認めたとき。

**第13条 会員資格の喪失** 会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、本施設を閉業した時にその資格を失います。

**第14条 会員証** 本施設は会員に対して会員証を交付します。会員は本施設を利用する時は、会員証を提示しなければなりません。

**第15条 諸規則の厳守** 会員は本施設の利用に際して、本会則及び本施設利用規則・注意事項を厳守し本施設内では係員の指示に従っていただきます。

**第16条 利用禁止** 本施設は、会員が以下の項目に該当する場合、その会員の本施設への入場の禁止及び退場を命じることができます。

- ①他人に感染する疾病を有する方。
- ②暴力団関係者。
- ③酒気を帯びているとき。
- ④他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。

#### **第17条 損害賠償**

- ①会員は自己の責任と危険負担において、本施設を利用するものとします。
- ②本施設の利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本施設は一切損害賠償の責を負いません。但し、本施設の故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- ③会員が本施設利用に際して、本施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を任じるものとします。

#### **第18条 禁止事項**

- ①許可なく館内を撮影すること。
- ②許可なく物品の売買など営業行為や勧誘をすること。
- ③他人を中傷すること。
- ④他人に対する暴力行為・威嚇行為。
- ⑤痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑥施設への落書き、破壊行為。
- ⑦危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑧その他、本施設で危険と判断される場合。

**第19条 施設の一時的閉鎖** 本施設は次の事由により、やむを得ず本施設の一部または全部を一時的に閉鎖することがあります。

ただし、一カ月の営業日が15日未満となる場合及びメンテナンスクローズ(9月)を除いては、会費の減額等はいりません。

- ①年間スケジュールによる休館日以外で水泳大会の開催や保守点検の必要が発生したとき。(あらかじめ予定される場合は、原則として一カ月前までに館内掲示板等において告示するものとします。)
- ②災害・事故等によるとき。

③施設の改造または補修のとき。

④その他、やむを得ない事由が発生したとき。

⑤その他、運営が困難と判断したとき。

**第20条 細則** 本会則に定めない事項及び事務上必要な規則は本施設が定めるものとします。

**第21条 改正** 本会則の変更は本施設の定めるところによるものとし、その効力はすべて会員に及ぶものとします。

**第22条 附則** 本会則は2023年4月1日に制定し、これを施行いたします。

## 別紙-5 会則(スクール会員)について

**第1条 定義** 本会則によって定める条項は、「ダイエープロビスフェニックスプール」(以下本施設という)において開催する「スイミングスクールまたはダンススクール」(以下本スクールという)の会員ならびに本スクールに入会しようとする方、及び保護者に適用します。

**第2条 目的** 本スクールの目的は心身の健康維持とすこやかな育成を図ることとします。

**第3条 運営・管理** 本施設は、指定管理者県立長岡屋内総合プール共同事業体の構成員である株式会社日本水泳振興会(以下会社という)が運営を行います。

**第4条 会員** 会員種別・クラスで契約し、契約に沿ったクラスを受講することができます。

**第5条 入会資格** 本スクールの入会資格は、次の諸条件を満たす者とする。

- ② スイミングスクールは満3歳(年少以上)以上満15歳(高校生未満)の者。
- ③ 選手育成・選手スクールは満6歳以上(小学1年生以上)の者
- ④ ダンススクールは満3歳(年少以上)以上満15歳(高校生未満)の者。
- ⑤ 本人ならびに親権者が、本会則を承認・同意した者。
- ⑥ 入会に必要な書類の提出と所定の料金等を納入し、本施設が入会を認めた者。

**第6条 入会手続き**

本スクールに入会しようとする者は、口座引き落としまたはクレジット決済にて、所定の料金を納入しなければなりません。

**第7条 諸手続き**

- ①会員は入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きを行っていただきます。
- ②本施設より会員宛てに通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

**第8条 諸会費・諸料金等の支払い**

- ①会員は本施設が定めた月会費・諸料金を所定の方法で所定の期日までに支払わなければなりません。
- ②月会費・諸料金の金額、支払期日、支払方法は本施設がこれを定めます。
- ③本施設は、運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは月会費・諸料金の金額を変更することができ、館内掲示板等において告示するものとします。
- ④月会費を2回連続して引落しができなかった場合、本スクールの受講を停止させていただきます。

**第9条 休会・退会及びクラス変更手続き**

- ①休会・退会及びクラス変更の申請をする場合は、必ず親権者が所定の用紙にて手続きを完了しなければなりません。代理人による手続き・電話による申し出は受けられません。ただし代理人申請については本施設が承認した場合は、この限りではありません。
- ②申請は休会・退会及びクラス変更する前月20日の5銀行営業日前(本施設が休館日の場合は前営業日)までとします。ただし、進級テストの合格に伴う変更につきましてはこの限りではありません。
- ③休会期間は最大で6ヶ月とします。手続きの際、事務手数料をお支払いいただきます。

**第10条 退会** 会員の都合等により会費が口座から3回連続で引落しができない場合は、退会扱いとさせていただきます。

**第11条 会員資格の譲渡** 会員は如何なる場合でも、その会員資格を他に譲渡することはできません。

**第12条 会員資格停止及び除名** 本施設は次のいずれかに該当する会員に対し催告をなしに、その会員資格を停止もしくは除名することができます。

- ①施設の名譽を傷つけ、または秩序を乱す行為があった時。
- ②本施設利用規則及び本会則に違反した時。
- ③第5条にあたる事項を偽って入会した時。
- ④第10条にあたる事項に該当した時。その他本施設が資格の停止もしくは除名を妥当と認めた時。

**第13条 会員資格の喪失** 会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、本施設を閉業した時にその資格を失います。

**第14条 会員証** 本施設は会員に対して会員証を交付します。会員は本スクールを受講する時は、会員証を提示しなければなりません。

**第15条 諸規則の厳守** 会員は本スクールの受講に際して、本会則及び本施設利用規則・注意事項を厳守し本施設内では係員の指示に従っていただきます。

**第16条 利用禁止** 本施設は、会員が以下の項目に該当する場合、その会員の本施設への入場の禁止及び退場を命じることができます。

- ①他人に感染する疾病を有する方。
- ②暴力団関係者。
- ③他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。

#### **第17条 損害賠償**

- ①会員は自己の責任と危険負担において、本スクールを受講するものとします。
- ②本スクールの受講に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本施設は一切損害賠償の責を負いません。但し、本施設の故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- ③会員が本スクールの受講に際して、本施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を任じるものとします。

#### **第18条 禁止事項**

- ①許可なく館内を撮影すること。
- ②物品の売買など営業行為や勧誘をすること。
- ③他人を中傷すること。
- ④他人に対する暴力行為・威嚇行為。
- ⑤痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑥本施設への落書き、破壊行為。
- ⑦危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑧その他、本施設で危険と判断される場合。

**第19条 施設の一時的閉鎖** 本施設は次の事由により、やむを得ず本施設の一部または全部を一時的に閉鎖することがあります。

ただし、一カ月の営業日が15日未満となる場合及びメンテナンスクローズ(9月)を除いては、会費の減額等はいりません。

- ①年間スケジュールによる休館以外で水泳大会の開催や保守点検の必要が発生したとき。(あらかじめ予定される場合は、原則として一カ月前までに館内掲示板等において告示するものとします。)
- ②災害・事故等によるとき。

③施設の改造または補修のとき。

④その他、やむを得ない事由が発生したとき。

⑤その他、運営が困難と判断したとき。

**第20条 細則** 本会則に定めない事項及び事務上必要な規則は本施設が定めるものとします。

**第21条 改正** 本会則の変更は本施設の定めるところによるものとし、その効力はすべて会員並びに親権者に及ぶものとします。

**第22条 附則** 本会則は2023年4月1日に制定し、これを施行いたします。



## 別紙-6 会則(法人会員)について

- 第1条 定義** 本会則によって定める条項は、「ダイエープロビスフェニックスプール」(以下本施設という)の法人会員に適用します。
- 第2条 目的** 本施設の目的は本施設を利用して心身の健康維持と増進を図ることとします。
- 第3条 運営・管理** 本施設は、指定管理者県立長岡屋内総合プール共同事業体の構成員である株式会社日本水泳振興会(以下会社という)が運営を行います。
- 第4条 会員** 法人で契約し、諸施設を利用することができます。
- 第5条 入会資格** 本施設の会員に入会の資格を有する法人は、本会則を承認・同意した法人とします。また、入会に必要な書類の提出と所定の料金等を納入し、本施設が入会を認めた者とします。
- 第6条 入会手続き** 施設に入会しようとする法人は、所定の申込手続きを行い、所定の料金等を納入しなければなりません。
- 第7条 諸手続き**
- ①会員は入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きを行っていただきます。
  - ②本施設より会員宛てに通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。
- 第8条 諸会費・諸料金等の支払い**
- ①会員は本施設が定めた月会費・諸料金を所定の方法で所定の期日までに支払わなければなりません。
  - ②月会費・諸料金の金額、支払期日、支払方法は本施設がこれを定めます。
  - ③本施設は、運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは月会費・諸料金の金額を変更することができ、館内掲示板等において告示するものとします。
  - ④月会費を正当な事由なく滞納した場合、施設のご利用を停止させていただきます。
- 第9条 退会手続き** 退会の申請をする場合は、必ず所定の用紙にて手続きを完了しなければなりません。
- 第10条 退会** 会員の都合等により会費が納入されない場合は、退会扱いとさせていただきます。
- 第11条 会員資格の譲渡** 会員は如何なる場合でも、その会員資格を他に譲渡することはできません。
- 第12条 会員資格停止及び除名** 本施設は次のいずれかに該当する会員に対し催告をなしに、その会員資格を停止もしくは除名することができます。
- ①施設の名誉を傷つけ、または秩序を乱す行為があったとき。
  - ②本施設利用規則及び本会則に違反した時。
  - ③仮差押、差押、滞納処分、競売、強制執行の申立を受けたとき。破産宣告、会社整理、民事再生手続開始、会社更生手続の申立があったとき。
  - ④第5条にあたる事項を偽って入会したとき。
  - ⑤第10条にあたる事項に該当した時。その他本施設が資格の停止もしくは除名を妥当と認めたとき。
- 第13条 会員資格の喪失** 会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、本施設を閉業した時にその資格を失います。
- 第14条 会員証** 本施設は会員に対して会員証を交付します。会員は本施設を利用する時は、会員証と法人に属する証明書を提示しなければなりません。
- 第15条 諸規則の厳守** 会員は本施設の利用に際して、本会則及び本施設利用規則・注意事項を厳守し本施

設内では係員の指示に従っていただきます。

**第16条 利用禁止** 本施設は、会員が以下の項目に該当する場合、その会員の本施設への入場の禁止及び退場を命じることができます。

- ①他人に感染する疾病を有する方。
- ②暴力団関係者。
- ③酒気を帯びているとき。
- ④他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。

**第17条 損害賠償**

- ①会員は自己の責任と危険負担において、本施設を利用するものとします。
- ②本施設の利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、本施設は一切損害賠償の責を負いません。但し、本施設の故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。
- ③会員が本施設利用に際して、本施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を任じるものとします。

**第18条 禁止事項**

- ①許可なく館内を撮影すること。
- ②許可なく物品の売買など営業行為や勧誘をすること。
- ③他人を中傷すること。
- ④他人に対する暴力行為・威嚇行為。
- ⑤痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑥施設への落書き、破壊行為。
- ⑦危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑧その他、本施設で危険と判断される場合。

**第19条 施設の一時的閉鎖** 本施設は次の事由により、やむを得ず本施設の一部または全部を一時的に閉鎖することがあります。

ただし、一カ月の営業日が15日未満となる場合及びメンテナンスクローズ(9月)を除いては、会費の減額等はいりません。

- ①年間スケジュールによる休館日以外で水泳大会の開催や保守点検の必要が発生したとき。(あらかじめ予定される場合は、原則として一カ月前までに館内掲示板等において告示するものとします。)
- ②災害・事故等によるとき。
- ③施設の改造または補修のとき。
- ④その他、やむを得ない事由が発生したとき。
- ⑤その他、運営が困難と判断したとき。

**第20条 細則** 本会則に定めない事項及び事務上必要な規則は本施設が定めるものとします。

**第21条 改正** 本会則の変更は本施設の定めるところによるものとし、その効力はすべて会員に及ぶものとします。

**第22条 附則** 本会則は2023年4月1日に制定し、これを施行いたします。

## 施設専用・備品等利用申請書

令和 年 月 日

施設管理者 様

団体名  
住 所  
代表者  
連絡先

下記のとおり施設を専用利用したいので申請します。

なお、利用に際してはダイエープロビスフェニックスプールの規則に従います。

利用日・利用時間	令和 年 月 日 ( ) 時 分 から 令和 年 月 日 ( ) 時 分 まで		
利用施設	メインプール	全コース	コース
	飛込みプール	全コース	/
	サブプール	全コース	コース
	設備・備品・諸室		
	その他諸室	会議室 ・ トレーニングルーム ・ スタジオ	
	電話臨時回線・LAN回線 使用の有無	電話臨時回線 ・ LAN回線	
利用目的			
予定人数	人		
入場料の有無	無 ・ 有 ( 円)		

※会議室・トレーニングジム・スタジオを使用する場合は、利用施設の該当諸室に○印を付けてください。

※NTTへの臨時回線の手続きは、開催日の1ヶ月前までに、主催者が行ってください。

-----  
管理者使用欄

利用区分	
入場料	無 ・ 有
分類	<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> 営利宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物 <input type="checkbox"/> 興行及び営利宣伝を目的とする催物
利用料金	

設備・備品	申請者記入欄				管理者記入欄			
	利用日・利用時間帯				適用:通常・減免(全額・1/2・3割)			
	日	時間	日	時間	通常(円)	減免(円)	時間	金額(円)
メインプール	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
飛び込みプール	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
サブプール	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
使用料計								
電光表示装置	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	1,050			
放送設備	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	520			
照明 通常の2倍の明るさ 通常の3倍の明るさ	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	1,050 2,100			
競泳競技用備品一式	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	1,050			
アーティスティックスイミング 競技用備品一式	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	1,050			
水球競技用備品一式	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	1,050			
水中モニターシステム	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	1,050			
スパッティング	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	510			
諸室	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
会議室	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
スタジオ	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
トレーニングルーム	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
大会準備員( 名)	時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで				
利用料金計								
大会専用利用合計								

## 大会開催申請書

令和 年 月 日

施設管理者 様

団体名  
住 所  
代表者  
連絡先

下記大会を開催したいので申請します。

大会名			
主催			
主管			
開催予定日時	令和 年 月 日( ) 時 分から 令和 年 月 日( ) 時 分まで	( 日間)	※予備日含む
参加対象			
問い合わせ先	住所	〒	
	電話番号		
プログラム販売 売店の設置等	無・有（有の場合は販売品目と販売責任者を記入）		
	販売品目		
	販売責任者		
	連絡先		
	県への申請	未・済（平成 年 月 日）	
使用施設			

※プログラム等を添付して下さい。

様式第2号付属

第6号様式

## 行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請人 住 所

氏 名

下記行政財産を使用いたしたいので許可くださるよう申請します。

### 記

- 1 財産の表示  
新潟県長岡市長倉町 1338 番地  
ダイエープロビスフェニックスプール(県立長岡屋内総合プール)
- 2 使用目的または用途
- 3 使用希望期間
- 4 添付書類  
(1)関係図面  
(2)その他の参考書類

以上

## 大会変更等申請書

令和 年 月 日

施設管理者 様

団体名  
住 所  
代表者  
連絡先

令和 年 月 日付けで申請しました「大会開催申請書」について、下記のとおり  
変更・中止したいので申請します。

1 大会名		
2 変更・中止の理由		
3 変更内容	変更前	変更後
4 添付書類		

## 会議室利用申請書

令和 年 月 日

施設管理者 様

団体名  
住 所  
代表者  
連絡先

会議室の利用規則を承諾の上、次のとおり申し込みます。

利用日時	令和 年 月 日( ) 時 分 から 令和 年 月 日( ) 時 分 まで ( 時間)			
利用目的	研修 ・ 会議 ・ 教室 ・ その他( )			
予定人員	人			
	基本料金(3時間まで)		延長料金 (利用時間-3時間)	Ⓐ+Ⓑ
	1時間	3時間		
大会議室	2,720円	4,090円Ⓐ	2,720円 × 時間 = 円 Ⓑ	円
小会議室	1,360円	2,040円Ⓐ	1,360円 × 時間 = 円 Ⓑ	円
プロジェクター	1回につき 1,040円			円
スクリーン	1回につき 510円			円
放送設備	1回につき 1,040円			円
合 計				円
『利用上の注意』				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事をすることは、事前に施設管理者に申し出てください。</li> <li>・ 使用後はテーブル等を元の位置に戻して簡易清掃を行い、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。</li> <li>・ 延長した場合は、別途料金を頂きます。大会議室(2,720円/時間)小会議室(1,360円/時間)</li> </ul>				





## 会員申込書

会員種別		No.
入会日	令和 年 月 日	
フリガナ		
氏名		性別 1 男性 2 女性
生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	年 月 日 ( 才 )
住所	〒 -	
TEL	( )	
緊急連絡先	1 自宅 2 勤務先 3 知人 4 その他	( )
E-Mail		
支払方法	口座振替(但し、最初の2ヶ月分は現金払いとなります)	
郵便物の送付先	1 自宅 2 勤務先(勤務先の方は勤務先住所を記入してください) 勤務先住所 〒 -	

お申し込み時に必要なもの

○月会費(一般会員:レギュラー7,290円、デイ・ナイト&週末 6,240円 フィットネス会員:6,240円)

○カード作成料(初回のみ 1,100円)

※上記のほかに「預金通帳(本人名義)」「金融機関届印」・「身分証明証」が必要になります。

事前に申し込み書類に必要事項を記入し「本人確認書類」を持参し受付にお申し込みください

ご記入頂いた個人情報は、ダイエープロビスフェニックスプールの事業目的以外で使用することは致しません。

施設 使用料  
利用料金 減免申請書

令和 年 月 日

新潟県知事 様  
指定管理者 様

団体名  
住 所  
代表者  
連絡先

次のとおり 使用料  
利用料金 の減免を申請します

利用目的										
利用日時	令和 年 月 日	曜日から	午前・午後	時	分から	令和 年 月 日	曜日まで	午前・午後	時	分まで
利用施設										
利用設備										
申請理由										

-----  
管理者使用欄

減免の諾否	承認 ・ 不承認			
区分	減免項目	使用料 利用料金	減免額	計
1 免除				
2 減免 ( 割)				
	合計			
備考				

受付日 令和 年 月 日

# スクール会員入会申込書

※黒太枠の部分をご記入下さい。

私は、今般貴施設の会則を承諾の上、下記の通り入会の申し込みをします。

写真  
3cm × 2.4cm  
裏面に記名  
の上貼付

会員番号		
種別	クラス	開始日
	曜 日 クラス	年 月 日
	曜 日 クラス	年 月 日
	曜 日 クラス	年 月 日
	曜 日 クラス	年 月 日
	曜 日 クラス	年 月 日

氏名	フリガナ		性別	男性	血液型	年	歳
				女性		型	
住所	〒 - -		生年月日	西暦 ( )年 1.平成 年 月 日生 2.令和			
電話番号	- -		携帯番号	- -			
学校名 園名	学年		保護者名	フリガナ			
				続柄 ( )			
緊急 連絡先	- -		緊急連絡先 氏名	フリガナ			
				続柄 ( )			
水泳歴	年	スイミングクラブ歴	年				

令和 年 月 日

## 同意書

会則の内容を承諾すると共にダイエープロビスフェニックスプールの利用に際して  
会則を遵守し、受講中は指導員の指示に従います。  
また、健康状態に留意し、教室に参加することに同意します。

お子様の氏名

印

保護者の氏名

印

- DPフェニックスプールのイベント情報を電話・E-mail・ハガキ等でお送りしても宜しいですか？  
 はい                       いいえ                      @  
 E-mail :

入会日	年 月 日	備考
受付者		

## 法人 会員申込書

今般、ダイエープロビスフェニックスプールの法人会員入会を希望し、会則及び利用規則を承認の上、ここに入会の申し込みを致します。

会員種別	法人	No.	
入会日	令和 年 月 日	入会口数	口(会員証枚数 枚)
フリガナ			
法人名			
所在地	〒 ー		
TEL	( )		
担当者	印	部署名	
支払方法	口座振込み(支払規程 日 月 日払い)		
	月々払い	年間一括	

お申し込み時に必要なもの

○法人会費(一口:36,450 円/月) ・一口につき無記名式の会員証 5 枚発行

○カード作成料(入会時 5,500 円/口)

ご記入頂いた個人情報は、ダイエープロビスフェニックスプールの事業目的以外で使用することは致しません。